

映画英語アカデミー賞

細 則

第1章 総 則

- 第1条 本賞を映画英語アカデミー賞（The Movie English Academy Award）と称する。
- 第2条 本賞は、米国の映画芸術科学アカデミー（Academy of Motion Picture Arts and Sciences、AMPAS）が行う映画の完成度を讃える「映画賞」と異なり、外国語として英語を学ぶ我が国小・中・高・大学生を対象にした、教材的価値を評価し、特選する「映画賞」である。
- 第3条 本賞を映画の単なる人気投票にはしない。特選とは文部科学省「新学習指導要領」の学校種類別外国語関係を参考とした教育的な基準で選出されるべきものとする。

第2章 対象映画の範囲

- 第4条 本賞は前年1月1日から12月31日までに、我が国で発売開始された英語音声を持つ、新作映画メディアを対象とする。
- 第5条 新作とは映画メディア発売開始前の少なくとも1年以内に、我が国で初めて映画館で上映が行われた映画とする。
- 第6条 映画とは映画館で上映されるために製作された動画作品のことであり、テレビで放映されるために作成されたテレビ映画その他を含まない。
- 第7条 メディアとは学習教材として一般利用できる、原則的に DVD を中心とするブルーレイ、3D など、同一映画の電子記録媒体の総体である。
- 第8条 日本映画のメディアで英語音声記録されている場合は対象に含む。

第3章 選考委員会

- 第9条 選考委員会は会長、副会長、ノミネート部長によって構成する。
- 第10条 選考委員会の議長は選考委員会担当専務理事がその任にあたる。
- 第11条 選考委員会に付議すべき事項は以下とする。
- ①ノミネート映画の決定
 - ②投票方法及び集計方法の詳細
 - ③投票結果の承認
 - ④特別賞の審議と決定
 - ⑤その他本賞選考に関わる事項
- 第12条 選考委員会の決定は多数決による。同数の場合は会長が決する。

第4章 ノミネート部会

- 第13条 選考委員会の下に小学生・中学生・高校生・大学生部会を編成する。
- 第14条 各部会の部会長は専務理事である。
- 第15条 各部会の部員は会員の中から自薦・他薦とし、部会長が推薦し、選考委員会が決定する。
- 第16条 部会の決定は多数決による。同数の場合は部会長が決する。

第5章 候補映画の選抜と表示

- 第17条 本賞の候補映画は、DVD 発売開始直後、まず事務局で選抜される。
- 第18条 選抜は学習かつ教育教材としてふさわしいと評価できるものに限る。
- 第19条 選抜 DVD は、学会ホームページで表示する。
- 第20条 表示後、会員は選抜に漏れた映画 DVD を、事務局に追加提案できる。

第6章 ノミネート映画

- 第21条 選考委員会は毎年12月下旬に、ノミネート映画を審査、決定する。
- 第22条 選考委員会の審査は以下の方法による。
- ①各部会から3作以上の映画タイトルの提案を受ける。
 - ②同一映画が重複した場合はいずれかの部会に審査、調整、補充する。
 - ③各部会の最終ノミネートは原則として3作とする。
 - ④選考委員会は部会からのノミネート提案映画を過半数の評決をもって否決することができる。
 - ⑤また、過半数の賛成をもって追加することができる。

第7章 会員投票

- 第23条 投票は本学会会員と、一回限りの投票権を認めた「臨時委員」による。
- 第24条 投票の対象は選考委員会によって決定されたノミネート映画のみとする。
- 第25条 投票期間は毎年、1月初旬から2月末日までとする。
- 第26条 投票の集計作業は原則として毎年3月1日、非公開かつ選考委員会立ち会いで、事務局長責任の下、事務局により厳正に行う。

- 第27条 投票結果は各部とも1票でも多い映画をもって確定、同数の場合は部会長が決し、選考委員会の承認を受ける。
- 第28条 投票総数ならびに得票数はこれを公開しない。
- 第29条 投票方法及び集計方法の詳細は選考委員会によって定める。

第8章 発表

- 第30条 本賞は毎年3月初旬、受賞映画を発表する。
- 第31条 発表は適切な日時、場所、手段と方法による。
- 第32条 受賞の対象者は、原則として発表時点で、我が国でその映画メディアを発売している会社とする。

第9章 学会誌「映画英語アカデミー賞」

- 第33条 学会誌の、学会内での発行責任者は会長である。
- 第34条 学会誌の、学会内での編集責任者は学会誌担当専務理事である。
- 第35条 ただし、書店販売書籍としての、学会外での発行者は出版社の代表者であり、「監修 映画英語アカデミー学会」と表示する。
- 第36条 総合評価表（B5サイズ、見開き2ページ編集）
- ①学会 HP で映画 DVD が表示されたら、原則、その後2ヶ月を期限として総合評価表原稿を募集する。
 - ②原稿は所定の見開き2ページ書式/パソコンデータ原稿に限る。
 - ③応募は本年度会費を納入したことが確認された会員に限る。
 - ④応募期限終了後、学会誌担当専務理事は一定の基準により、その映画の担当部会を決し、その部会長に採用原稿の決定を諮問する。
 - ⑤総合評価表の具体的項目と編集レイアウトは学会誌担当専務理事が出版社と協議の上、適時、変更することができる。
- 第37条 部会別査読委員
- ①部会長は、部会内に若干名にて査読委員会を編成する。
 - ②査読委員会は学会誌担当専務理事から諮問のあった原稿を精査する。
 - ③部会長は査読委員会の報告に従って、採用原稿を決定する。
 - ④部会長は採用に至らなかった原稿には意見を付して会員に返却する。
- 第38条 詳細原稿（B5サイズ、約30頁）
- ①部門別アカデミー賞映画が決定されたら、学会誌担当専務理事は原則、総合評価表原稿を執筆した会員に詳細原稿を依頼する。
 - ②詳細原稿は所定のページ書式エクセル原稿に限る。
 - ③詳細原稿には、著作権法に適法したワークシート数種含むものとする。
 - ④万一、同人に依頼を承諾できない事情がある場合、学会誌担当専務理事はその部会長に適切な執筆者選出を諮問し、依頼する。
 - ⑤学会誌担当専務理事が執筆を他の会員に依頼した方がよいと判断する場合、総合評価表執筆者に事前通知後、実行することができる。
 - ⑥詳細原稿の具体的項目と編集レイアウトは学会誌担当専務理事が出版社と協議の上、適時、変更することができる。
- 第39条 学会誌担当専務理事はその他、出版社との連携を密にして適切に学会誌を編集する。

第10章 著作権

- 第40条 学会誌「映画英語アカデミー賞」に掲載されたすべての原稿の著作権は学会に帰属する。
- 第41条 ただし、原稿提出者が執筆実績として他の出版物等に掲載を希望する場合は書類による事前の申し出により、許可されるものとする。
- 第42条 学会はスクリーンプレイ社と契約し、学会誌の出版を同社に委託する。
- 第43条 前条に基づく、著作権使用料は全額を学会会計に計上する。
- 第44条 掲載の原稿執筆会員には、学会誌当該号につき、アカデミー賞担当会員には10部を、総合評価表担当会員には3部を無料で報償する。
- 第45条 理事会はすべての原稿につき、PDF 化して学会ホームページに掲載したり、データベース化して同一覧表掲載したり、そのほか様々な広報・啓蒙活動に使用することがある。

第11章 細則の変更

- 第46条 本細則の変更は理事会構成員の3分の2以上が出席した理事会において、その過半数の同意を得て仮決定・実施されるが、その後1年以内に総会に報告、承認されなければならない。

第12章 付 則

- 第47条 本細則は、2013年（平成25年）3月16日より施行する。